

東広島市農業委員会令和6年8月（第8回）総会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月29日（木） 午前10時02分から午前10時55分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 18人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	長 原 毅	4	脇 坂 俊 之	5	台 川 洋 子
6	中 務 秀 子	7	古 川 みどり	8	杉 本 源 藏
9	柏 尾 博 明	10	荒 谷 義 憲	11	村 上 義 則
13	財 満 俊 子	14	仲 伏 英 雄	15	高 尾 昭 臣
16	大 月 靖 規	18	在 間 輝 昭	21	小 倉 亜紗美
22	高 木 昭 夫	23	高 橋 久 雄	24	住 井 正 美

- 4 欠席委員 6名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
2	久 保 伸 司	3	岡土居 正弘	12	木 原 省 五
17	土 井 浩 文	19	古 本 啓 之	20	橘 川 一 則

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 11番 村 上 義 則 委員 13番 財 満 俊 子 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（別紙 1）

議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 39 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

(5) 報告

- 報告第 39 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 40 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 41 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 42 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
報告第 43 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係主査	寺 谷 邦 明
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
河内支所産業建設課産業振興係長	枝 廣 めぐり
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課

担い手支援係主査 崎 里 恵

議 長	それでは、これより 8 月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行いたします。 在任委員数 24 人中 18 人の出席をいただいております。会議は成立しております。 次に、日程第 1 の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第 34 条第 2 項の規定により、11 番村上委員、13 番財満委員を指名いたします。 次に、日程第 2 の会期の決定についてをお諮りします。 会期は、令和 6 年 8 月 29 日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期は令和 6 年 8 月 29 日 1 日限りといたします。 これより日程第 3 の議案審議に入ります。 まず、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
崎 里 主 査	議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明させていただきます。 資料の別紙 1 をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定と所有権の移転に係るもので、貸借権設定は 28 件、総面積は 79,389㎡となっております。また、所有権の移転は 2 件で、面積は 1,946㎡となっております。詳細につきましては、資料にてご確認ください。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきま

崎 里 主 査	したら9月5日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 この議案は本日配付しております資料1の議案第37号関係の欄にありますように脇坂委員さんが関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することとしますので、脇坂委員におかれましては審議の間、退室をお願いいたします。
	< 脇坂委員 退室 >
議 長	それでは、議案第37号の事案のうち、関係者分についてご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第37号の事案のうち、関係者分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第37号の事案のうち、関係者分については、決定いたします。 それでは、脇坂委員さん入室してください。
	< 脇坂委員 入室 >
議 長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成いただいた事案以外について、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第37号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第37号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 農林水産課の崎里さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
	< 崎里主査、退室 >
議 長	次に、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査	それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今月は26件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳は7ページに記載のとおりです。 申請番号170-1でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、171-2でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳、自営業の方です。隣接の居宅を購入し、そこを拠点とする予定です。申請地では、近隣の営農者の方から指導を受けながら季節野菜や柿、イチジクなどの果樹を作付する予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、172-3でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。

小 田 主 査	続いて、173－4でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、174－5でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、175－6でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も確保されておられます。 続いて、176－7でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も確保されておられます。 続いて、177－8でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人の父親である渡人が高齢で耕作困難となったため、畑を引継ぎ、季節野菜を作付する予定です。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、178－9、179－10は譲受人が同一であり関連しますので一括して説明させていただきます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。以前から同居している譲渡人と一緒に耕作しており、このたび譲り受けることになりました。受人本人がレタス、サツマイモなどの季節野菜を作付する予定です。 続いて、180－11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も確保されておられます。 続いて、181－12でございます。 相続財産清算人による財産処分のため、所有権を移転するものです。譲受人は隣接地を耕作しており、このたび売却の申出があったため、申請に至ったものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、182－13でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も確保されておられます。 続いて、183－14でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、184－15でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は他市で水稻や季節野菜を作付されており、経営規模拡大のため、まとまった農地を探していたところ、本申請地の譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。市外に居住しておられますが、家族の協力を得ながらブドウを作付する予定です。 続いて、185－16でございます。 社会教育事業推進のため、所有権を移転するものです。本件は、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとするものであり、農地法第3条の不許可の例外に該当するものとして、農地法施行令第2条第1項第1号ハに、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省で定めるものがその権利を取得しようとする農地または採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることと規定されており、これに該当します。譲受人は、社会教育の推進を図ることを目的とする特定非営利活動法人です。小・中学生を対象に田植や収穫体験などの自然体験型学習の場を提供するという業務を行うため、本申請地を取得しようとするものです。譲受人の労働力として15名ほどの職員がおり、営農に当たります。 続いて、186－17でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必
---------	---

小 田 主 査	要な農機具も保有されておられます。 続いて、187－18から190－21は譲受人が同一であり関連しますので一括して説明させていただきます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本件は、●●に本店を置く●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において神事などに使用するサカキの栽培をするものです。受人の労力総数は役員を含めた従業員35名に加え、季節雇いで複数名雇用される予定です。本市においては、現在農地法第3条により70,938.91㎡の農地を取得しております。 続いて、191－22から195－26は関連しますので一括して説明いたします。 営農型発電設備の設置のため、地上権を設定するものでございます。本申請は、国の通知において営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、営農型発電設備の設置者である●●が区分地上権設定のために申請されたものでございます。本申請地は、令和6年4月及び6月総会において農地所有適格法人である●●が神事などに使用するサカキを作付するものとして農地法第3条の規定による所有権移転の許可を得ておられます。当該地上権については一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされておりますので、詳細については議案第40号において説明させていただきます。 以上、26件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第38号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第38号は、許可することに決定いたします。 次に、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	議案の8ページをお願いいたします。 議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 9ページをお願いいたします。 今月は6件の申請がございました。 申請番号18－1でございます。 申請地は、●●の北西約250mに位置する第3種農地に近接する小集団の第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を墓地にするため、転用許可申請をされたものでございます。なお、墓地許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。 続きまして、申請番号19－2でございます。 ●●における宅地への転用事案でございます。申請地は、●●の南約1.2kmに位置する農振農用地（第1種農地）で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、共同住宅及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、農振農用地からは令和6年7月29日付で除外済みとなっております。開発許可申請につきましては、

松下局長補佐	担当部局に提出済みでございます。 続きまして、申請番号20－3でございます。 ●●における道路への転用事案でございます。申請地は、●●の南約1.2kmに位置する第1種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、先ほどの申請番号19－2で申請の共同住宅及び駐車場の建築に係る進入路の拡張のため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。農振農用地からは令和6年7月29日付で除外済みとなっております。 続きまして、申請番号21－4でございます。 ●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置する第1種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を共同住宅及び駐車場にするため、転用許可申請されたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、農振農用地からは令和6年7月29日付で除外済みとなっております。また、開発許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。 続きまして、申請番号22－5でございます。 ●●における農業用倉庫、進入路、道路への転用事案でございます。申請地は、●●の西約100mに位置する小集団の第2種農地でございます。申請人は、隣接地にお住まいの方でございます。農業用倉庫は、現在使用している倉庫が手狭になったため新たに農業用倉庫を建築するもの、進入路は、現在国道に面している進入路が狭く車両の出入りが難しいため新たに進入路を設置するものでございます。道路につきましては、既に道路（公道）として利用されているもので、このたび転用許可申請されたものでございます。 続きまして、申請番号23－6でございます。 ●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の東に位置する第3種農地に近接する小集団の第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、共同住宅及び駐車場にするため転用許可申請をされたものでございます。なお、開発許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから本議案を提出するものでございます。 なお、申請番号19－2、20－3、21－4の転用につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分はいずれも意見聴取し、異議がなければ許可するものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第39号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第39号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を

議	長	付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。 次に、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊	田	主 査 それでは、総会議案の11ページをご覧ください。 議案第40号についてご説明いたします。 今月は28件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳につきましては総会議案の19ページをご覧ください。 それでは、131－1について説明いたします。 資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き建設工事の設計、施工及び産業廃棄物の処理業、採石業等を営む会社でございます。このたび、事業拡大に伴い新たな資材置場が必要となったため、転用しようとするものでございます。 続きまして、132－2について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続きまして、133－3について説明いたします。 資材置場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き造園工事業等を営む会社でございます。このたび、新たな資材置場が必要となったため、転用しようとするものでございます。 続きまして、134－4について説明いたします。 資材置場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は、近隣にお住まいの方でございます。このたび、受人が所有する山林で伐採した木材置場として使用するため、転用しようとするものでございます。 続きまして、135－5について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。なお、農振農用地からは令和6年7月29日付で除外済みとなっております。 続いて、136－6について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続きまして、137－7から140－10は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。 太陽光発電設備及び搬入路への転用及び一時転用事案でございます。137－7は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。138－8から140－10は、●●の北及び西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用し、太陽光発電設備の設置のための搬入路として令和6年11月30日まで一時転用しようとするものでございます。 続きまして、141－11について説明いたします。 進入路、貸駐車場及び貸資材置場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は、近隣にお住まいの方でございます。このたび、自宅への進入路が狭小であるため、申請地を進入路として整備すること、また現在申請地の隣接地の駐車場及び資材置場を進入路として使用するため、そのことへの代替地が必要となったため、このたびの転用申請に至ったものでございます。 続きまして、142－12、143－13は事業者が同一であり関連しますので一括して説明い

豊田主査	たします。 資材置場及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き水道用異型管の製造及び販売等を営む会社でございます。このたび、他県の工場を閉鎖し申請地の隣接地にある工場に移転することとなり、工場の拡張が必要となったため、転用しようとするものでございます。 続きまして、144-14、145-15は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。144-14は、●●の東に位置します第2種農地でございます。145-15は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続きまして、146-16について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続きまして、147-17について説明いたします。 歯科診療所への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に居住されている方でございます。このたび、歯科診療所を建設するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。 続きまして、148-18について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続きまして、149-19について説明いたします。 資材置場及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●にお住まいの方でございます。このたび、新たな資材置場が必要となったため、転用しようとするものでございます。 続きまして、150-20について説明いたします。 駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西に位置します第1種農地でございます。受人は、●●に本店を置き自動車・家電製品の加工及び販売等を営む会社でございます。このたび、駐車場として使用するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第35条第5号、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものとして第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく造成行為を行っていたため、始末書を添付しております。 続きまして、151-21から154-24は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。 営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。151-21は、●●の北に位置します農用地区域内農地でございます。152-22は、●●の北に位置します農用地区域内農地でございます。153-23は、●●の南東に位置します農用地区域内農地でございます。154-24は、●●の北東に位置します農用地区域内農地でございます。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社でございます。このたび、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後10年間一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、農振法の規定によって定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。なお、下部の農地におきましてはサカキの栽培を行う計画でございます。太陽光パネルの支柱間隔は、縦約3.4m、横約2.4m、パネルの最低地上高約2.1m、最高地上高約2.7m
------	---

豊田主査	となっており、農作業に係るスペースは確保されております。営農計画書での年間収穫量は10a当たり約7,500本程度を見込んでおり、根拠資料として知見書ほか、関東農政局静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的反収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。 続きまして、155-25から158-28は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。 貸資材置場への一時転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します農用地区域内農地でございます。受人は、●●に本店を置き自動車による運送事業等を営む会社でございます。現在、別の場所におきまして資材置場として提供しておりますが、本年で契約終了となり新たな資材置場が必要となったため、許可後3年間一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号の農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。 以上、説明いたしました28件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えております。 なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地、営農型太陽光の案件につきましては広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表のうち、131-1、132-2、150-20から158-28を意見聴取いたします。 以上、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第40号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第40号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。 次に、議案第41号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査	それでは、総会議案の20ページをご覧ください。 議案第41号について説明いたします。 今月は1件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の21ページをご覧ください。 それでは、21-1について説明いたします。 営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は、●●の南に位置します農用地区域内農地でございます。本件は、令和6年5月17日付で営農型太陽光発電施設として農地法第5条の規定による許可を受けておりますが、事業内容の精査により事業計画を変更するものでございます。 なお、一時転用期間は令和16年5月16日までとなっております。また、営農型太陽光の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本案件を意見聴取いたします。

豊田主査	以上、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第41号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第41号は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに決定いたします。 続きまして、日程第4の報告について、報告第39号から報告第43号について、事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第39号から報告第43号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要をご報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第39号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第40号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は11件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第41号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は16件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第42号「農地転用（農業用施設）届出の受理について」でございます。 11ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは以上でございます。
定井局長補佐	私からは報告第43号について報告させていただきます。 報告書は12ページからでございます。 前回、7月総会にて非農地判断の報告をさせていただきましたけれども、その中で13ページにあります●●の土地につきましては、既に登記地目が山林となっていたこと

定井局長補佐	から、非農地判断の取消しをさせていただくものでございます。本件につきましては、所有者の方へ農地判断の取消しをさせていただく旨の連絡を行っているとともに法務局等の関係機関へも同様の連絡を行っております。 説明は以上でございます。
議 長	次に、日程第5のその他に入ります。 委員から何かありましたらお願いします。
古 川 委 員	すみません、女性部会のほうから報告させていただきます。 8月2日に農業委員会の女性部とJAひろしま女性部との意見交換会に出させていただきました。JAひろしまの方は6名、農業委員からは8名が集まりまして、今後の連携した活動を実施するためのきっかけをつくることを目的に集まらせてもらいました。2つのグループに分かれていろんな意見を交わしまして、一応どんなことを話すかということを決めておりましたが、みんなは自分の思ったことを話して場はすごく盛り上がりました。組織の親睦を深めることができましたので、また引き続き交流会ができればいいなと思っております。当市の農業の発展と地域の活動につながるように、少しでも協力、努力をしたいと思っております。 それから、8月21日にウーマンネット広島の総会がありまして、そのときに農業新聞の購読の話が出てまいりました。女性部の活動の一つとして購読部員を増やすということになっております。それで、一応今回初めてですが、県下の購読部数表をいただきまして、それを見ますと、何と東広島市は62%しかありませんでした。100%のところも9委員会ぐらいありまして、ちょっと私はショックでした。ましてや、農業委員の方でも取っておられない方がおられたので、これはもちろん勧誘に力を入れないといけななと思ひまして頑張ろうと思っております。それで、今度中四国ブロック大会、東京に行くシンポジウム、それに関する交通費なんかに、新聞を勧誘しますと助成金が出ますので、そんなほうにに使わせてもらいたいのので、その先駆けとして、農業委員が取っていないのにはほかの方に勧誘というのはちょっと言いにくいところもありますので、皆さん、取ってらっしゃらない方、よろしく願いいたします。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から何かありましたらお願いします。
定井局長補佐	それでは、令和6年度の総会スケジュールの変更についてまずご報告をさせていただきます。 お配りしております資料の4、令和6年度東広島市農業委員会総会スケジュールとある資料をご覧ください。 今年度の総会スケジュールにつきましては、今年3月総会にて皆様にご案内をしておりますけれども、総会開催の日時に変更が生じましたのでご報告をさせていただくものでございます。表に黄色で記載しております部分に変更箇所となります。来月9月総会につきまして、当初9月30日月曜日の14時からの開催をご案内しておりましたが、この日が市議会の決算委員会と日程が重なったことから、総会を9月27日金曜日の10時からの開催に変更させていただくものでございます。委員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますけれども、ご了承いただきますようお願いいたします。 続いて、農地の貸し借りの手続の変更についてでございます。 お配りしておりますカラーの資料、農地の貸し借りの手続が変わりますという資料をご覧ください。 7月に開催した農地パトロールの説明会や委員会でもご案内をさせていただきましたが、農地の貸し借りにつきまして、法改正に伴い、地域計画策定後は現行の基盤法に基づく相対の利用権設定が廃止され、機構を通した利用権設定、または農地法第3条に基づく貸し借りのいずれかとなります。このことにつきまして、現在基盤法に基づく相対の利用権を設定されておられる地権者の方、それから耕作者の方には来月9月6日付で案内文書を郵送させていただくこととしております。あわせて、ホームページへの掲載のほか、10月の広報紙にて案内をさせていただく予定としております。委員の皆様には制度の変更につきまして、改めてご確認いただくとともに、案内文書の発送についてご

定井局長補佐	承知おきいただければと思います。 報告は以上でございます。
議 長	その他、何かありましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	なければ、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。 それでは、次回の総会について報告させていただきます。 先ほど事務局から報告があったとおり、次回９月総会は９月27日金曜日午前10時から、市役所本館３階の303会議室で予定しております。この会議室であります。開催日時が変更となっておりますので、皆さんお間違いのないようによりしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。 以上で８月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 11番 村 上 義 則 委員 13番 財 満 俊 子 委員